



青森県公安委員会告示第 27 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年3月4日

青森県公安委員会委員長 横町 俊明



申請者の氏名又は名称及び住所	申請者が法人である場合には、代表者の氏名	型式の概要（遊技機の種類、型式名及び製造業者名）	検定番号	検定の有効期間
株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目 22番地	内ヶ島 吉則	ぱちんこ遊技機 eハイスクールオブザデッド3V1A 株式会社 高尾	第 510835 号	令和8年3月4日 から3年間